渋谷区社会福祉事業団こども園・保育園における
インフルエンザ感染時の登園基準について

令和4年11月の厚生労働省の「季節性インフルエンザに関する取得に対する配慮」の通知を受け当法人園もインフルエンザの登園治癒証明書を医療機関において取得する必要がなくなります。
以下の表を参考にして、園まで状況をお知らせいただき、登園時に書面で提出するようお願いいたします。

インフルエンザの登園基準は、
「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を経過するまで」です。
ただし、病状により嘱託医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

≪ 出席停止の日数の数え方について≫

「発症した後 5 日を経過するまで」の数え方
「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。
発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第１日目と数え、5 日目までお休みをします。

「解熱した後３日を経過するまで」の数え方
解熱をした日は、日数に数えず、その翌日から 1 日目と数え、3 日目までの3 日間をお休みします。

		原則として５日間は登園不可							
	発熱当日	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目
〈例１〉 発熱２日目に解熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	解熱後 ３日目	登園可能		
〈例２〉 発熱４日目に解熱	 発熱	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	解熱後 ３日目	

※	発症当日	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目
保護者記入	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱
	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日

※保護者の方は、上記のイラストを参考に、<u>上段に発熱・解熱のどちらかに〇を付け、下段に日付を</u>ご記入ください。

※受診日　　月　　日（　　）　　月　　日　　（　　）

※受診医療機関：

★基準に従い登園可能となりました。

※園児名　　※保護者名　　サイン

※園・受者氏名　　月　　日（　　）

２０２３年１月作成